

# 筑前町部活動指導員人材バンク登録者募集要項

## 1. 登録資格

次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 満18歳以上で学校教育に十分な理解を有する者。また部活動指導員としての役割を理解し、指導する競技や文化活動等に関して専門的な知識や技能を有する者。
- (2) 武道（柔道、剣道等）の指導員については、段位を有する者。
- (3) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に規定する欠格事項に該当していないこと。
- (4) 健康で職務に必要な能力を有している者。

## 2. 職務内容

部活動指導員は、中学校の部活動指導方針及び指導計画に基づき、校長の指導及び監督の下に、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 実技指導
- (2) 学校外での活動（大会・練習試合等）の引率
- (3) 安全、障害予防に関する知識・技能の指導
- (4) 用具、施設の点検・管理
- (5) 保護者等への連絡
- (6) 年間、月間指導計画の作成
- (7) 生徒指導に係る対応
- (8) 事故が発生した場合の現場対応
- (9) 福岡県が指定する研修会等への参加
- (10) 前各号に掲げるもののほか、校長の指示する部活動の指導業務

## 3. 勤務条件等

- (1) 配置校 筑前町立中学校
- (2) 勤務時間 1週間あたり1～4日、1日2時間程度  
※土、日、祝日のみ、1日3時間程度も可能
- (3) 報酬 1時間1,600円
- (4) 任用期間 採用後、任用年度末まで

## 4. 応募手続

### (1) 応募

#### ①直接持参による応募

提出先 筑前町教育委員会（筑前町新町450番地）平日8時30分から17時15分まで

#### ②郵送による応募

あて先 〒838-0816 朝倉郡筑前町新町450番地

筑前町教育委員会 教育課 部活動指導員人材バンク担当まで

(2) 受付期間

随時

(3) 提出書類

筑前町部活動指導員人材バンク登録申請書（様式1）

5. 登録

申請書類の内容を精査し、不備等なければ随時人材バンクに登録

6. 任用までの流れ

(1) 筑前町部活動指導員人材バンクへの登録

(2) 各学校長から教育委員会に人材配置依頼

①筑前町部活動指導員人材バンクの中から競技種目、勤務可能時間等を考慮し配置予定者を選定

②当該校の校長による面接で可否決定

(3) 面接結果

①面接結果（任用可否）は、当該校の校長から通知します。

(4) 研修

①当該校の校長は、任用決定者に対し部活動指導を開始する前までに、必ずハラスメント研修等を実施すること。

7. 部活動指導員任用候補者名簿からの削除

(1) 「1. 登録資格」を満たさなくなった場合

(2) 本人から申し出があった場合